

苫小牧市東開文化交流サロン条例施行規則の制定（案）について

1 趣旨

苫小牧市東開文化交流サロン（以下「サロン」という。）については、令和3年12月に苫小牧市東開文化交流サロン条例（以下「条例」という。）を制定して、令和4年12月の供用開始を予定しています。本規則は、サロンの開館時間や休館日等、条例の施行について必要な事項を規定するものです。

2 制定する規則

苫小牧市東開文化交流サロン条例施行規則

3 主な制定内容

(1) 開館時間

午前9時から午後9時までとする。

(2) 休館日

12月29日から1月3日までとする。

(3) 専用使用

サロンの専用利用の許可を受けようとする者は、使用予定日の6月前から3日前までに使用許可申請書を提出しなければならない。

(4) 時間区分

条例別表備考第1項の各時間区分の開始及び終了の時刻は次のとおりとする。

- ① 午前 午前9時から午後1時まで
- ② 午後 午後1時から午後5時まで
- ③ 夜間 午後5時から午後9時まで
- ④ 1日 午前9時から午後9時まで

(5) 時間を超過した場合の加算額

条例別表備考第4項の加算額は、超過した時間1時間までごとに、超過した時間の区分（午前9時より前は午前の区分、午後9時より後は夜間の区分）の使用料の4分の1に相当する額とする。

(6) 暖房使用料

条例別表備考第5項に規定する暖房使用料は、同表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とし、その算定された使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(7) 使用料の還付

- ① その責めに帰することのできない理由によりサロンを使用できなくなった場合又は使用予定日の20日前までに使用の取消しを申し出た場合 使用料の全額
- ② 使用予定日の10日前までに使用の取消しを申し出た場合(①の場合を除く。) 使用料(暖房使用料を除く。)の2分の1に相当する額及び暖房使用料の全額